

ロイヤルセラピスト協会認定講座 受講規約

(2013年5月1日制定)

ロイヤルセラピスト協会認定講座受講規約(以下「本規約」という)は、ロイヤルセラピスト協会認定講座(以下「RTA 認定講座」という)を受講されようとしている個人(以下「受講生」という)が、本規約に定める条件を受諾することをもって、RTA 認定講座を受講することを認めるものとする。
本規約条項に同意できない場合は、RTA 認定講座を受講することはできない。

第1条(権利の帰属)

受講生は、RTA 認定講座に関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権(RTA ロゴ、商標、テキスト、手順シート、手技、その他教材一式)及びノウハウが、RTA に帰属することを確認する。

第2条(受講契約)

- ① 受講生は、受講契約は受講生とRTA指定スクールとの間で交わされるものであり、個別の受講契約に関してRTAは一切の責任を負うものではないことを確認する。
- ② 受講契約の内容については「RTA指定スクール総合受講申込書」「申し込み概要書面」による。

第3条(認定試験合格後の権利義務)

受講生は、認定試験に合格した講座内容に従った内容について、名称の如何を問わず、家族や友人に対する無償の施術のみを行うことができるものとし、それ以外の第三者(認定試験に合格していない者にあつては全ての者)への施術や講座開講、有償(無償であっても、他の営業への顧客誘因の目的の場合を含む)の施術や講座開講を行うことはできない。

第4条(禁止事項)

- ① 受講生は RTA 認定講座を受講する権利を賃貸、貸与、譲渡、転売することはできない。
- ② 受講生は RTA 認定講座の教材を第三者に配布、転売することはできない。
- ③ 受講生は RTA 認定講座の教材を複製することはできない。

第5条(規約の適用)

本規約は RTA 認定講座受講中のみならず、受講終了後 RTA 認定試験を受験していない者、不合格の者、ならびに RTA 未加入者、RTA 認定講師資格を有していない者、RTA 退会者にも適用される。

第6条(損害賠償)

- ① 本規約の定めに反する行為を行った場合には、受講生(受講終了後、未加入も含む)は RTA の被った一切の損害を賠償する義務を負う。
- ② 受講生が本規約第3条または第4条に反する行為を行った場合には、当該行為により受講生が得た対価自体を RTA の損害とみなす。

第7条(管轄)

本規約に基づく受講生と RTA との間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

私は RTA 認定講座を受講するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記規約を遵守しなかった場合、貴協会から損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会 御中

西暦 年 月 日

住所

フリ ガナ

氏名(住民票の氏名)

印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【RTA8 桁 ID 記入欄 鉛筆不可 太めの黒で記入】